



## 「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画(案)」 について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、農林水産業の基本方針となる「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例」を具現化した「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」を策定し、施策を推進しています。この度、令和7年度から11年度までを期間とする新たな「基本計画(案)」を作成しました。

新計画では、人口減少や高齢化による労働力の低下等、農林水産業を取り巻く様々な社会情勢を捉え、的確に対応するための施策を取りまとめています。

今後、多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、よりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

### 1 ご意見の募集期間

令和7年2月27日(木)～令和7年3月14日(金)(必着)

### 2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。(ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。)

①ホームページからの投稿の場合

[https://www.pref.tokushima.lg.jp/public\\_comment/](https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/)



②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX: 088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

(午前8時30分から午後6時15分まで(土・日・祝日を除く))

### 3 お問い合わせ先

(内容について) 徳島県 農林水産部 農林水産政策課 政策調整担当

電話: 088-621-2384 FAX: 088-621-2854

メールアドレス: [nourinsuisanseisakuka@pref.tokushima.lg.jp](mailto:nourinsuisanseisakuka@pref.tokushima.lg.jp)

(提出方法について) 徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広報・広聴担当

電話: 088-621-2096 FAX: 088-621-2862

メールアドレス: [kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp](mailto:kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp)

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 行

(パブリックコメント)



### Q1 「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」ってどんな計画？

県では、農林水産業の振興と農山漁村の活性化を図り、将来にわたり県民の皆様が安心して暮らせるよう農林水産業の基本方針となる「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例」を平成21年4月に施行し、同年9月、この条例を具現化するための「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」を策定しており、4期目である現計画は令和6年度で終了することとなっています。

新計画では、気候変動等による「食料安全保障リスク」の増大や、人口減少及び高齢化による労働力不足、国内消費の縮小など、農林水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、本県農林水産業を「魅力あふれる持続可能な産業」として次代へ継承するため、生産に係る「自給力強化」に向けた施策等を示しています。



### Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画（案）」の第3章に掲げる戦略ⅠからⅣの取組に対し、ご意見や修正案、新たに取組むことが必要だと思われる事項などに関し、具体的なお意見をお寄せください。



### Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。